

議事日程第3号

平成25年12月13日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 10件

議案第58号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第59号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第60号 御嵩町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第61号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 指定管理者の指定について

議案第67号 指定管理者の指定について

議案第68号 指定管理者の指定について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

民生文教常任委員会付託事件 1件

議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀬瀬久美
教育長	高木俊朗	総務部長	鍵谷昌孝
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
企画調整 担当参事	葛西孝啓	総務課長	寺本公行
企画課長	山田徹	まちづくり課長	須田和男
税務課長	佐久間英明	住民環境課長	小木曾昌文
保険長寿課長	加藤暢彦	福祉課長	若尾要司
農林課長	田中宣行	上下水道課長	亀井孝年
建設課長	伊左次一郎	会計管理者	田中秀典
学校教育課長	藤木伸治	生涯学習課長	水野嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺謙二	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	------	-------------	------

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の申し込みがありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男君、1番 高山由行君の2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第58号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第59号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第60号 御嵩町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 御嵩町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第61号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第62号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第63号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第64号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第66号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第67号 指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今回の67号につきましては、指定管理の指定管理者が一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部ということになっておりますけれども、この一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部というものの実態が実は私もよくわかっておりません。その前の66号につきましては、今までの指定管理、他町村においての実績等も踏まえてあるということですが、この辺、もしわかれば、どういう性格のものであるのかということの説明願いたいと思います。

議長（加藤保郎君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

谷口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、みたけスポーツ・文化倶楽部でございますが、所在地につきましては書いてあるとおりでございますが、御嵩町中2777番地の28、B&G海洋センターの住所地の中に事務所があるということでございます。

業務の内容といたしましては、御嵩町内で文化事業、それからスポーツ事業をやっておられるということで、現在、みたけスポーツ・文化倶楽部のホームページによりますと、サークル活動でエアロビとかバレーボール、和太鼓などの13団体、それからスポーツ教室ということで、ダンス、ヨガなどで9講座、それから水泳教室、ちびっこ水泳などで6講座、それから文化教室といたしましてパンづくり、そば打ちなど11講座を実施しておる団体であるということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これ団体の事務局がB&Gであると。さらに、このみたけスポーツ・文化倶楽部というのは、町のほうからの助成対象団体になっておる。こういうところで、さらにその実績がない、今日まで。そういうところに対しての指定管理というのはどういうものかと思いますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今までみたけスポーツ・文化倶楽部のほうで指定管理を行ったという実績はございません。ただ、現在、みたけ健康館におきまして、指定管理ではございませんけれども、管理委託業務の一部をやっていただいておりますということもございます。それから、御嵩町内でさまざまなスポーツ活動、文化活動、そちらのほうもやっておられるということで、今回、選ばせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

実は一般社団法人というのは、これは一定の要件を満たしておれば設立できる法人であるということで、従来の社団法人とは違って、主務官庁の許可を得て設立するというものではない。誰でも一定の要件さえ具備しておれば、登録だけで認可される、そういう性格のものであります。

それともう1つ、若干心配しておりますのは、あくまでもサークルの集合体、今日までの実績というのは。このみたけスポーツ・文化倶楽部が呼びかけとなって、その傘下に各サークルが入って、集合体としての活動を今日までやってきておられるというふうに理解しておりますが、やはり指定管理となると、今度は指定管理業者に対して町が今後助成金を継続していくというようなことは、若干おかしな現象になってくると思いますし、そういうことで、今回も改めてきちっと町とは関係なしに、一般社団法人として独立したものとして今後取り扱っていくのかどうなのか、その辺のところはどうでしょうか。

議長（加藤保郎君）

生涯学習課長 水野嘉博君。

生涯学習課長（水野嘉博君）

こちらの総合型クラブでございますが、主な財源といたしましてはt o t oの助成金、それ

から会員の皆様の会費で賄っておりまして、町の補助金はそのうち30万ほどいただいております。今後は、こういった補助金がなくても自主財源でできるようにしていければと考えておりますし、生涯学習課としましては、そういった自主活動ができるよう、今後さらなる支援をしていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

t o t oからの助成金、これは公的機関を通じてやっている、自主的にこれは各民間の団体がそれに応募して、独自に受けられるものであるかどうか、その確認と、それからもう1つは、自主性をもとにして、事務局も今後B&Gを拠点としない、そういう認識でよろしゅうございますか。

議長（加藤保郎君）

生涯学習課長 水野嘉博君。

生涯学習課長（水野嘉博君）

t o t oの助成金の流れでございますけど、t o t oは日本体育協会の傘下にある組織でございますけど、みたけスポーツ・文化倶楽部がt o t oのほうへ申請をして、助成を受けておるものでございます。組織によっては、行政がこういったt o t oの支援を受けておるところもございますが、御嵩町の場合はみたけスポーツ・文化倶楽部が申請して、助成を受けております。

みたけスポーツ・文化倶楽部は、今海洋センターの中に住所があるわけですが、こちらにつきましては、県の総務部法務情報公開課へ問い合わせましたところ、こういったところに事務局があることは問題がないというふうに伺っておりますし、今後、みたけスポーツ・文化倶楽部でクラブハウス等ができれば、ほかへ移ることもあるかもしれませんが、今のところ、海洋センターの中で何とか事務局を構えながら育成していきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

スポーツ振興で、今日まで果たしていただいた団体の役割というのは、ある意味、これは生涯学習課が当然支援してきた体制というのは、全く間違っていないと思うんです。

ただ、今問題にしておるのは、いわゆる町の指定管理者として一般社団法人格を手續上取得

して、独立した団体として歩もうという姿勢が恐らくあると思うんですね。だとするならば、従来の丸抱えから分離して、きちっとした体制というものを、むしろその団体の自主性というものを重んじながら、やはり行政側は主導的にそれを分離していくべきじゃないかと思うんですが、今の答弁ですと、とりあえずまだ当分その体制ができるまで云々という話であります、この辺のめり張りだけはきちっとつけていく必要があるんじゃないか。

それと同時に、指定管理を受けようという一つの組織としての今後の活動目的があるならば、自主的にみずから独立すべきじゃないかというふうに思うんですが、その辺のところ曖昧模糊としてあると思うんですが、それと一般社団法人ということになりますと、少なくとも出資者、それから会員、こういうものがどの程度の規模であるのかということも、最低限、指定管理に指定しようとするれば、その調査もついておると思うんですが、あわせてその辺のところも、もしわかれば教えていただきたい。

なぜかという、今までの健康館等を含めて、いろんな施設の指定管理をするということであるならば、きちっとした対応というのは今後必要であると同時に、ただ指定管理で任せるということだけじゃなくして、そこでもし何か事象が起こった場合に、責任体制というのはできていくのかということも、我々は認める以上は確認をしておきたい。そういう意味でお聞きしております。以上でございます。

議長（加藤保郎君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

まず、このみたけスポーツ・文化倶楽部というのは、半官といいますか、いわゆる官の側が誘い水をしながら育てていく、生み出して育てていく。これは全国的な風潮でして、生涯学習の部分もあれば、生涯スポーツの部分もある。それぞれの種目を紹介しながら深めていくというようなことをやっていたらいいということでもあります。ただ、これも組織としては一本立ちしていただかなきゃいけない。それには財源も必要になる。普通に働くより大きなお金を稼ぐわけにはいきませんが、少なくとも各自治体がこの組織については今後も育てていくという立場であります。御嵩町も同じ立場をとっております。

その中から、補助金等々、t o t oのほうからいただいている団体にこういう渡し方という疑問をお持ちになるかもしれませんが、これは補助団体に委託をするような場合も多くありますので、一つ、条例上こうした形での変更をした上で、指定管理者として指定させていただいたと。経験がないのはわかっておりますが、それは育てていくという、組織を育てるという立場で、これは御嵩町が地元でやらなきゃいけないという責任のある行為でもあります。

また、事務所については、これもt o t oの補助金なども、事務所をつくるについてもかな

り出るという部分もありますけれど、新たにそんなものつくる必要はないんじゃないかというのも、行政としては言いたいところでありまして、中には学校の空き部屋を使っているような団体もございますので、かなり、いわゆる公の立場がこうした経費分についてはなるべくかからないように配慮しているという状態であります。まだ育ち切っていないというわけですので、ひとり歩きができないという状況であります。

今回の事務所についても、B&Gで構えたわけでありまして。これについても、候補は幾つも上がりました。上がりましたが、空き部屋がありますので、とりあえずB&Gのその部屋を使おうという予定で進めました。もともとはスパーの建物を買った場合に、そこに入っていて頑張っていただくというふうに思っておりましたけれど、残念ながらできませんでしたので、今回、苦肉の策として出させていただきます。

将来的に話題には出ますけれど、民営化をしていくという対象にB&Gも入っております。もしそれが民営化の対象相手がみたけスポーツ・文化倶楽部になるのであれば、これは御嵩町としては喜ぶべきことではありますけれども、そうした大きな部分の役割を担っていただくために、現在、その力を蓄えていただくと。その中で、今回の指定管理者制度を利用した指定管理をしていただくという方針に決めましたので、御理解のほどいただきたいと思っております。以上であります。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今、町長の説明は、私も同じ気持ちを持っています、実は。ただ、先ほどから申しましたように、社団法人の資格を取得された、ごく最近ですね。その実態というのはどういう状態になっているかということをお教えいただきたいと思っております。

やっぱり今までの、生涯学習を通じて地域のスポーツ振興、それから幅広い住民の方々の参加形態というものをどういう形で町としてつくっていくかという、これは行政丸抱えの中でも一部そういう推進された事業でありますし、そのことについては全く違和感はありません。何とかそれをうまく育てていきたいと思うんですが、やはり一番最初に間違えちゃいけないと思っておりますので、こういう橋渡しをする段階で、きちっとした協議を議会としてもしておいたほうが、大事なことだと思いますので、あえてもう一度確認しますが、みたけスポーツ・文化倶楽部、これは社団法人として申請されたんですが、独立した出資財源がどういうもので、会員が何名か。その辺の実態は、指定管理で指定する以上わかっておると思っておりますので、詳細までは結構ですので、こういうものですよという、一般社団法人としての形、どんなものか、これ

を教えてください。

議長（加藤保郎君）

生涯学習課長 水野嘉博君。

生涯学習課長（水野嘉博君）

現在のみたけスポーツ・文化倶楽部の実態でございますが、会員数は476名、事業の総予算としましては、約670万ほどの予算を計上して運営しております。

現在のみたけスポーツ・文化倶楽部は、常任委員会というものが最高決議の機関となっておりまして、15名の常任委員の方でいろいろな行事等を企画されながら、運営に携わられるというような形になっておりますが、今回できます一般社団法人をとりましたみたけスポーツ・文化倶楽部は、新たに法人としての組織をつくりまして、理事会、役員7名が最高決議機関となりながら、今後運営をしていくということになります。平成25年度の事業につきましては、旧の組織がt o t oから助成金を受けておる関係がありまして、常任委員会を最高決議機関として組織で運営しております。4月1日からは、新しい組織で運営するわけです。組織が変わるだけで、実態は同じということになります。現在は2つの会議を進めながら、みたけスポーツ・文化倶楽部の常任委員会と一般社団法人の理事会といったものをそれぞれ別の日に開催しながら、4月から法人のほうに移行していくということで活動しております。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

私が聞きたいのは、社団法人における会員というのは出資者ですよ。それから670万、これは今までの事業費であって、これが基金になるかどうか。そうじゃないんでしょう。

議長（加藤保郎君）

生涯学習課長 水野嘉博君。

生涯学習課長（水野嘉博君）

失礼しました。社団法人の会員は7名、先ほど言いました理事7名になります。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この問題はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第68号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号 指定管理者の指定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

民生文教常任委員会に付託しました議案第65号を議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

ただいま議題としました案件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、民生文教常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定について、民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

それでは、報告をさせていただきます。

御嵩町議会議長 加藤保郎様、民生文教常任委員会委員長 岡本隆子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

第4回定例会の12月10日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成25年12月10日。

2. 審査事件名、議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定について。

3. 審査の経過、御嵩町子ども・子育て会議設置条例の内容が適正であるかを主眼に審査しました。

4. 審査の結果、議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定について、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。以上です。

議長（加藤保郎君）

委員長報告が終わりましたので、これよりただいまの案件について、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定であります、これは本来は法第77条第1項及び3項に基づいて、この設置及び運営等について必要な事項を定める。これは、その前提と

して子育て支援事業計画の策定等への意見を聞くための審議会の設置が必要である、ここが出てきた根拠なんですね。

そうしますと、実はこれは意見を聞くための審議会としての位置づけが本来だと思うんですが、条例を制定することによって、あたかも御嵩町子ども・子育て会議そのものが独立的な機関としての体裁をとっておるが、この辺の議論というのは、委員会でどういう議論をされたのか、お聞きしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

その点につきましては、委員会では議論しておりません。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは民生文教委員会でそれが視点にならなかったというのは一つ残念かなと思いますが、条例でこういう会議の設置条例というのをきちっと定めるということになると、これ自体が一つの権限を持ち、有機的に稼働していく可能性があります。

本来、これを設置する目的は、幼児教育であるとか、保育事業等について総合的な、いわゆる子育て支援事業の提供体制に対していろんな意見を集約する一つの諮問機関として、審議機関としてそういうものの設置が望ましいということで設けられたものでありますので、その会議の性格を明確にしておく必要があるんじゃないかというふうに私は考えておりました。ですから、当然それは委員会として協議されてしかるべき問題かなと思っておりましたが、残念ながら協議していないということでございますので、この問題はこれで控えます。以上です。

議長（加藤保郎君）

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定について、採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について、次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（加藤保郎君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

大変御苦労さまでございました。

ただいまは、平成25年第4回定例会に上程させていただきました議案について、全て議了していただきまして、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本年最後の議会ということになりました。少しばかり、ちょっと早目のお年玉が落ちてきつつあるかなというような事案があります。

昨日、テレビニュース等々では、来年度の予算の閣議決定がなされたと。ほとんどその話題で持ち切りでしたし、26年度の当初予算についての傾向が変わったとか、いろんな批判もされておりましたが、昨日は25年度、本年の補正予算の発表もございました。

その中に、経済産業省の事業の項目に休廃止鉱山鉱害防止等対策への補助及び鉱山集積場の耐震性調査を実施という項目がございます。これが御嵩に該当する事業ということでもあります。

これからの手続については、まだ幾つもハードルがございますけれど、こうした可能性が見えてきたということについては、本当に御嵩町民として、生まれ育った者として、新年から新たに迎える方向が決まってきたなという感想を持っております。

この手続のフロー等々については、この後行われます全員協議会のほうで、皆さんに、今得ている情報という形での御説明をさせていただきたいと思っております。そういう意味では、現段階で私自身が仕事をしてきた、約7年近くになるわけですが、7回目の正月を迎えることになるんですが、一番充実した気持ちで新たな年を迎えることができるのかなというような気持ちで、今ここに立っております。

これからまだまだ、全てが終わるわけではございませんので、皆さんのお力をおかりしたり、また皆さんの行動力そのものを発揮していただくというようなこともあわせてお願いしまして、平成26年年明けから全力疾走ができるように頑張ってもらいたいと思っておりますので、皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いしまして、平成25年第4回定例会の終了の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これをもちまして、平成25年御嵩町議会第4回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前9時48分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員